



# 中期経営計画

2023～2025年度

2023年6月



株式会社 海外通信・放送・郵便事業支援機構

Fund Corporation for the Overseas Development of Japan's ICT and Postal Services (Japan ICT Fund)

## 0. はじめに：中期経営計画の策定の経緯等

- (1) 設立から5年間の歩み
- (2) JICT法施行後5年の見直し
- (3) 外部環境の変化を踏まえた対応

## 1. 経営ビジョンとJICTの目指すべき方向性

- (1) JICTの経営ビジョン
- (2) 3つのミッション
- (3) 5つのバリューアップ軸

## 2. 重点取組課題

- (1) 政策性・収益性の追求：経済安全保障等の政策要請も踏まえ、強みを発揮可能な分野へのリスクマネー供給
- (2) DX展開企業の支援：グローバルニッチ領域を起点に、「産業の情報化」と「情報の産業化」による社会変革の推進
- (3) 高付加価値技術に着目した支援：LP投資等を通じ、B/S上の許容範囲内での新たな価値創造への貢献

## 3. 具体的取組課題

- (1) 通信・放送・郵便に係るインフラの整備等へのリスクマネーの供給
- (2) 支援対象拡大等を踏まえたICTサービスや、ICT等の支援事業への資金供給
- (3) ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者を視野に入れたLP投資
- (4) 投資事業の基盤となる関係機関・企業等とのエコシステムの構築
- (5) 将来の事業創造の核となる人材育成

## 4. 数値目標（KPI）

### 【附属書類】サステナビリティに関する取組

## (1) 設立から5年間の歩み (2015年11月～2021年3月)

- 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 (JICT) は、その設置法たるJICT法 (※) が2015年9月に公布・施行されたことを受け、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において電気通信事業、放送事業又は郵便事業を行おうとする者に対して、長期 **リスクマネーの供給** や専門家の派遣をすること等を目的として、同年11月に設立された。

※ 正式名称は「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法 (平成27年法律第35号)」

- 設立から約5年間 (2020年度末) までの間にJICTは、海外における通信の需要拡大に応じて事業展開を図ろうとする事業者に対し、海底ケーブルや屋内通信網整備、行政・金融のデジタル化といった分野に関する8事業について、累計 **784億円の支援を決定** した。その結果、JICTによる実投資額約713億円に対し、約5.4倍の3,886億円の **我が国事業者による投資を誘発** した。設立時に37.44億円であった資本金及び資本準備金は、支援案件の実績に伴い増加し、2020年12月末には386.27億円に達した。

### <設立に至る動向>

2015年

5月 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法成立

9月 同法施行

10月 設立の認可

11月 設立時取締役等の選任の認可

### **11月 設立**

### <支援案件から見た5年間の歩み>

※カッコ内は支援決定額 (単位：億円)

2017年1月 香港・グアム間光海底ケーブル事業(58.15)

2017年3月 MVNO及び端末のパッケージ提供による  
海外モバイル通信事業への支援(15.0)

11月 日本・グアム・豪州間光海底ケーブル事業(49.40)

2018年3月 ミャンマー連邦共和国における放送番組制作設備・  
スタジオ設備整備及び放送コンテンツ提供事業(15.21)

2019年2月 デンマークにおける電子政府サービス事業(190.4)

10月 シンガポール・ミャンマー・インド間光海底ケーブル事業(83.75)

2021年1月 インドネシアにおける屋内通信インフラシェア事業(22.0)  
欧州・APACにおける金融ICT基盤整備・サービス提供事業  
(350.0)

JICT支援決定額	該当案件数
1～50億円	4件
51～100億円	2件
101億円～	2件

## (2) JICT法施行後5年の見直し（2021年4月～2021年12月）

JICT法（附則第4条）では、法律の施行後5年を目途として、JICTの組織及び業務の在り方など法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて措置を講ずるよう、政府に求めている。JICTの適切な運営及び出資者としての規律を確保する観点から、総務省において、2021年4月から2021年11月にかけていわゆる5年後見直しの検討が行われた。その結果、総務省及びJICTは、次に掲げる方針に基づき投資及び組織運営を行うこととされた。

- 官民ファンドの役割は民間ファンドには難しいリスクマネー領域の補完であることを再確認し、経済安全保障等において**政府系ファンドに期待される役割**に留意すること
- 産業投資に求められる**政策性と収益性のバランス**に配慮しつつ、新規投資案件の一層の発掘と適切な見極めや、投資後案件の堅実なモニタリング・ハンズオン支援の徹底等を通じて、**累積損失の早期解消**に努めること
- 事業者により形成された案件への支援のみならず、**経済安全保障の観点から重要な案件**等について、総務省をはじめとする政府機関と連携・関与していくこと
- 世界各国における政策動向等を踏まえ、**ハードインフラを伴わないICTサービス事業**について、他の公的機関とも協調しながら支援を進めていくこと
- ベンチャー企業等の小規模案件を含む**ファンドへのLP投資**について、我が国事業者の国際競争力強化等に一層資するような支援スキームのあり方を検討すること
- JICTの取組により蓄積された知見やノウハウを日本政府及び**我が国事業者に還元するための情報共有**の取組を進めること

## (3) 外部環境の変化を踏まえた対応（2022年1月～2022年7月）

### ◆ 総務省による「支援基準」改正（2022年2月）

JICT法（第24条）では、JICTが対象事業の支援等を決定するに当たっての支援基準を策定すべき旨を定めている。前述のいわゆる5年見直しにおいて、それまで支援対象となっていなかったハードインフラの整備等を伴わない**ICTサービス事業**の分野についても支援ができるようにすること、及びファンドへの**LP投資**を進めていくこととされたことを受け、支援基準の一部改正が行われた。

### ◆ 財政等審議会からの求めに対応した「改善計画」の策定（2022年5月）

2019年4月に策定・公表した投資計画において、2021年度における投資計画額（51億円）と累積損益（▲82億円）の目標を定めたが、同年度は投資額4億円と累積損益▲112億円という結果に終わった。こうした**計画値と実績値との乖離**は、投資検討中の大型案件についてストラクチャーの変更に伴い投資検討スケジュールが大幅に後ろ倒しになったことや、一部の案件について減損・引当の処理を実施したことによるものだが、財政等審議会財政投融资分科会に向けた改善計画の策定を求められることとなった。

### ◆ 「総務省海外展開行動計画2025」において示されたJICTへの期待（2022年7月）

2022年7月に策定された「総務省海外展開行動計画2025」において、官民ファンドJICTの活用・連携の強化が柱建てされている。その中で、JICTは、**政策性と収益性という2つの要件をそれぞれ満たす**必要があり、**中期経営計画の策定等により将来を見据えた戦略的な組織運営**を通じて財務状況を健全に保つことが重要。その結果として、政策的な要請の強い案件にも対応できることとされている。

## (4) 2023年度からの自律的な反転攻勢に向けた取組（2022年8月～2023年3月）

上記の2022年の外部環境の変化は、その後のJICTの投資活動と組織運営に大きな影響を及ぼしている。まず、支援基準の改正による案件ソーシング領域の拡大は、2022年度にはかつてないペースでの案件形成につながっている。その結果、**改善計画の求める2022年度中の投資計画額80億円も乗り越える**ことができた。このように、2022年度中は外部環境の変化への対応に追われていたが、2023年度から自律的な反転攻勢へと向かうべく、その羅針盤として本中期経営計画を策定することとする。

## ＜総務省海外展開行動計画2025(2022年7月)＞

- 各国との政策対話を活用した総務省ハイレベルによる積極的なトップセールス、協力覚書を活用した案件の盛り込み、要人との会談時の働きかけ等のほか、下記に掲げる支援スキームのブラッシュアップを推進する。

海外展開支援 予算施策の強化	官民ファンドJICT の活用・連携の強化	デジタル海外展開 プラットフォームの機能強化	国際機関への積極的な関与と マルチ関係・国際会議の活用
<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 実証後の事業化、我が国企業の受注を念頭に置いた案件を重点的に支援するためのスクリーニング</li><li>✓ 提案型公募の事業スキームや優先枠の一部導入により企業ニーズを踏まえた支援の推進</li><li>✓ 地方企業、中小企業やスタートアップの重点支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 支援対象拡大等を踏まえた更なる支援の拡充</li><li>✓ 海外での事業化を念頭に置いた総務省の国内外施策との連携</li><li>✓ 国内外機関とのエコシステムの構築</li><li>✓ 地方・中堅・中小企業、ベンチャー等への支援</li><li>✓ <u>リスク分散と財務状況健全化</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 会員の増加・多様化</li><li>✓ デジタル分野の海外展開に関する情報提供の充実</li><li>✓ 具体的案件形成支援の強化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 国際機関主要ポストへの我が国の優秀な人材の登用</li><li>✓ 国際機関への拠出金やネットワークを活用した人材育成・人的交流の強化</li><li>✓ マルチ・国際会議を活用した我が国の質の高いインフラ事例等の共有</li></ul>

### ⑤ リスク分散と財務状況健全化

産業投資を原資として投資を行う JICT は、特別会計に関する法律（平成 19 年法第 23 号）の規定に基づき、政策性と収益性という 2 つの要件をそれぞれ満たす必要がある。

さらに、JICT として安定した投資管理を行うことにより、将来的により政策的投資意義の高い案件、より大きなリスクを有する案件についても取り扱いが可能になると考えられることから、JICT 自身の財務状況を健全に保つことが重要である。

このため、分野・地域等に関して投資先を分散するといったポートフォリオ管理と既存投資案件への継続的なモニタリング等によりこれを実現するとともに、中期経営計画の策定等により将来を見据えた戦略的な組織運営を行う。

## ＜支援範囲の拡大を受けた案件数の増加と多様化への対応＞

支援基準の見直し（令和4年2月）による支援範囲の拡大により、ハードインフラ整備を伴わないICTサービスへの支援や、ファンドへのLP出資が可能となったことによりソーシング活動も多様化しています。併せて、現政権におけるスタートアップ支援強化の方針も受け、ベンチャー企業やスタートアップ企業からの相談も増加しています。

この結果、従来の案件組成数は、年間平均1.5件であったのに対し、今期においては年間5件の案件が組成されるとともに、その内訳は、ハードインフラ案件1件（※1）、ICTサービス案件2件（※2）、LP出資案件2件（※3）と、ポートフォリオ上もバランス良く組成されました。これにより、JICTの支援案件が、欧米、アジアを中心に、グローバルにマッピングされる状況になってきています。

（※1）インドにおけるデータセンターの整備・運営事業

（※2）米国等における多言語コミュニケーションに係るICTサービス事業、  
米国における決済ICTソリューション事業

（※3）LP出資による欧米・インド・イスラエル等におけるICT事業等展開、  
LP出資による米国等におけるICT事業等展開

（中 略）

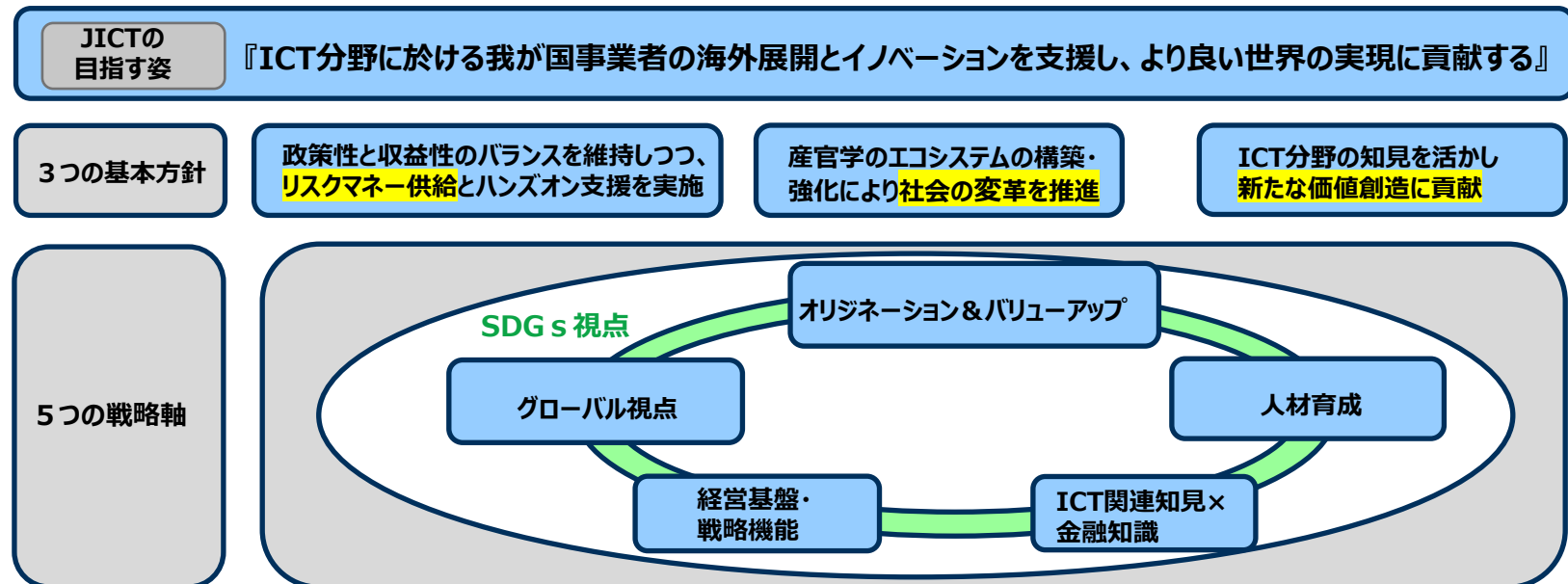
このようにかつてないペースでの案件組成がなされた結果、今期における投資実績額は138億円、累損額は▲127億円となり、令和4年5月に作成された改善計画における今期の投資目標額（80億円）及び累損額（▲154億円）をいずれも大幅に上回る形で達成しました。

# 1. 経営ビジョンとJICTの目指すべき方向性

## (1) JICTの目指す姿

JICTが設立された2015年以降、世界のインフラ需要は着実に拡大しており、それに対応する新たなテクノロジーも次々と生まれている。 JICTが支援対象とする通信・放送・郵便は規制分野であり、海外で事業を行うに当たっては、予見が困難な制度・政策変更を含む政治リスクやそれに伴う需要リスクが大きく、民間金融からの資金が集まりにくいという課題があった。

さらに、デジタル化への対応と並行して、サステナビリティに配慮した成長の視点が不可避となる中、官・民が協働して諸外国の動向をいち早く捉え、インフラ需要を他国に先駆けて取り込んでいくことは、日本経済の持続的な発展のため、ますます重要性を増している。こうした環境変化に適切に対応すべく、JICTは「ICT分野における我が国事業者の海外展開とイノベーションを支援、社会課題の解決とより良い世界の実現に貢献する」を経営ビジョンに掲げている。





# 1. 経営ビジョンとJICTの目指すべき方向性

## (2) 3つの基本方針

### ① 政策性と収益性のバランスを維持しつつ、リスクマネー供給とハンズオン支援を実施

JICTによる支援は、**政策性と収益性のバランス**を維持しつつ、長期リスクマネーの供給等を通じて、その支援対象分野のリスクを一部負担することで、民間資金を誘発し、我が国の事業者の海外展開を後押しすることを目的としている。併せて、本邦企業が国際市場に積極的に進出していけるよう、質・量両面で**政府政策と連動**したハンズオン支援を進めていく。

### ② 産官学のエコシステムの構築・強化により社会の変革を推進

展開対象国における実情を踏まえ、インフラのみならず、課題を解決し現地経済に貢献するソリューション提供を志向していくことが望ましい。長期的な視点から、国内外の研究開発動向や当該成果の実装状況を投資活動や情報収集を通じて認識し、**産官学のエコシステムの構築・強化**を図る。本邦企業の海外展開に向けたステップ感を念頭に置き、多様な関係者ととともにグローバルなICT・デジタル技術の活用を進めることにより、社会変革を推進する。

### ③ ICT分野の知見を活かし新たな価値創造に貢献

ICT分野における先端技術や新しいビジネスモデルについての投資活動や情報収集を通じてタイムリーな知見をもって、**民間事業者のニーズに即応した支援**を行うことで、日本経済の競争力強化と新たな価値創造に継続的に貢献していく。

## (3) 5つの戦略軸

JICTが前記の3つのミッションを果たしていく上で、支援対象案件の**オリジネーション**と、投資実行済案件の**バリューアップ**が業務の根幹となる。そのためには、円滑な組織運営の礎となる**経営基盤・戦略機能の強化**や、**人材育成**を進めていく必要がある。内部人材が、**グローバル視点**をもって**ICT関連知見・金融知識**を培っていけるよう、その環境整備を戦略軸に据えることとする。

こうした一連の組織運営課題については、1つ1つを順次取り組んでいくものではない。**SDGsの視点**を念頭に置きながら同時並行で進めていくことで、**経営ビジョンの達成に向けてスパイラルアップを目指す**。

## 2. 重点取組課題

### (1) 政策性・収益性の追求

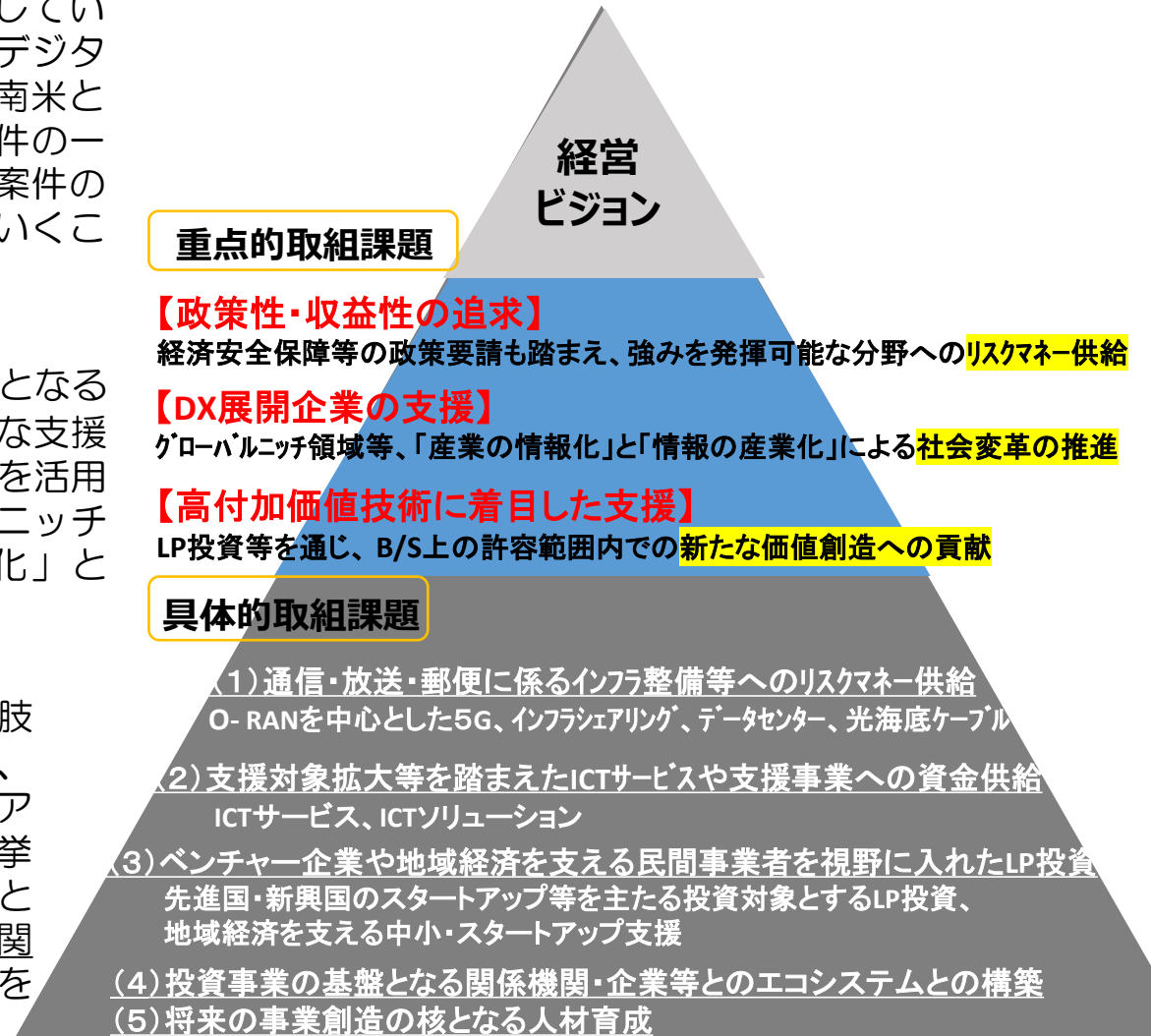
政策性と収益性のバランスに配慮しつつ、政府系ファンドに期待される**経済安全保障等の政策要請も踏まえ、強みを発揮可能な分野へのリスクマネーを供給**していく。例えば、世界経済を牽引するアジアに加え、デジタル技術を活用した成長の期待できるアフリカや中南米といった地域性への着目も必要である。新規投資案件の一層の発掘と適切な見極めを行うとともに、投資後案件の堅実なモニタリング・ハンズオン支援の徹底していくこととする。

### (2) DX展開企業の支援

支援基準の改正により、ICTサービスが支援対象となることが明確になったことで、JICTとしてより多様な支援要請に積極的に応じられることとなった。DX技術を活用して海外展開を指向する本邦企業へのグローバルニッチ領域を起点にした支援等を含め、「産業の情報化」と「情報の産業化」による**社会変革の推進**していく。

### (3) 高付加価値技術に着目した支援

支援基準改正により、ファンドへの投資が選択肢に加わった。LP投資を実施することの効果として、高付加価値技術を実装済みのより多くの企業へのアクセス、及び将来の共同出資の可能性の広がりが挙げられる。**政策性の高いLP投資等を実施**することで、本邦企業が当該分野での市場や現地企業との関係を構築する機会を創出し、事業共創案件の形成を通じた新たな価値創造への貢献が期待される。



#### (1) 通信・放送・郵便に係るインフラ整備等へのリスクマネー供給

- ① Open RANをはじめとした5G整備  
オープンでセキュアな5Gネットワークを実現する技術として注目される「Open RAN」を推進し、Beyond 5Gの時代も視野に入れ、**高品質な5G**の世界展開の強化に貢献。
- ② 光海底ケーブル  
我が国のサプライヤーが豊富な実績と強みを有する**アジア・太平洋ルート**において、引き続き競争力の維持・拡大ができるよう、アジア・太平洋地域同志国の政府間での議論・関係構築を受けた支援事業を推進。
- ③ データセンター  
ハイパースケールコロケーションをはじめとしたデータセンターの整備・運営事業は今後も持続的に成長することが見込まれ、特に**ハイパースケールの市場**規模は巨大化し得るため、これらの需要を取り込むことが必要。
- ④ インフラシェアリング  
**海外インフラシェアリングサービス**との連携やM&A等による地域拡大、複数の通信キャリアへの長期リース等を通じ資産の高い効率性の維持を図る観点から、導入に向けた実証調査やファイナンス支援を引き続き実施。

#### (2) 支援対象拡大を踏まえたICTサービス等への資金供給

基幹通信インフラの展開に加えて、海外展開を進める我が国企業の海外拠点におけるDXを支援する。また、海外展開を進める本邦企業において、必要に応じて国内外での**ソリューション展開に強みを持つパートナー企業**等と連携したうえで、各種のICTソリューションをワンストップで提供することを推進する。

なお、ICTソリューションの分野では、企業の規模を問わず、我が国の地方・中小企業やベンチャー企業の活躍が見込まれるため、海外展開を目指すプレーヤーを積極的に支援し、グローバル市場への参画を促していく。

#### (3) 地方・中小企業やベンチャーをも視野に入れたLP投資

LP投資を通じ、先進的なICT技術動向・実装の状況をタイムリーに把握しつつ、本邦企業へ還元していく。この点、**グローバルなトップVC業界**との繋がりのほか、ICT技術動向等の面で情報格差が存在し、懸念国の影響が強まっている**新興国も視野に入れ**、本邦企業の海外展開の後押ししていく。

地方・中小企業・ベンチャーへの支援の観点からも、情報やノウハウの不足が海外展開に至らない一因になっていることに鑑み、経験・体力を有する国内・海外企業を対象とし、JICTがまずはマイナー出資者として事業に参画することで海外展開に必要な知見やネットワークを蓄積していく。

### 3. 具体的取組課題

#### (4) 投資事業の基盤となる関係機関・企業等とのエコシステムの構築

経営戦略ビジョン実現に向けて「投資事業の基盤となる関係機関・企業等とのエコシステム構築」を戦略軸の一つとして位置付ける。エコシステムは、一般にスタートアップ企業の起業と事業創出、人材育成、成長資金支援の三位一体となった成長循環サイクルとして表現されることが多いが、JICTの目指す姿『ICT分野に於ける我が国事業者の海外展開とイノベーションを支援し、より良い世界の実現に貢献する』実現に向け、**日本企業の海外展開とイノベーション支援の二つの視点**で成長循環サイクル構築を目指す。

具体的には、総務省の「海外展開行動計画2025」の施策を踏まえ、官民ファンドとしての認知向上に向けた活動を継続するほか、日本企業のイノベーション支援のためアジア太平洋地域を始めとして今後拡大が見込まれるOpenRANやBeyond 5Gを始めとした**先進技術の研究開発動向や実装状況を情報収集・展開**していく。特にICT分野や金融分野を中心に基盤ソフトやブロックチェーン、クラウド、AIの活用など、情報軸強化に向けて国内外の動向をフォローしていく。

また、デジタル海外展開プラットフォームやJ-Bridgeなどの**連携・協業プラットフォームを最大限活用し、関連団体と連携**しながら日本企業の海外展開支援につなげていくことを目指す。

こうした取り組みを通じてJICTのエコシステムを構築していくことで、目指す姿の実現に向けて取り組んでいく。

#### (5) 将来の事業創造の核となる人材育成

前出の「経営戦略ビジョン」において、その最終目標を実現するための**5つの戦略軸の一つ**として、人材育成を位置付けている。人材育成は、オリジネーション&バリューアップや金融×ICTといった他の4軸とも密接に関わっており、健全な事業運営上の必須の取組である。

この点は、社内の問題にとどまらない。全ての官民ファンドを規律の対象とする官民ファンドの運営に係るガイドライン及びJICT法に基づく支援基準においては、官民ファンドで育成された人材が、将来的には社外で活躍することにより、**地域化活性化や民間事業者の事業創造に貢献**することが期待されている。

2023年6月公表の骨太方針では、**人的資本こそ企業価値向上の鍵**であるとの考え方の下、「**リ・スキリング**による能力向上支援」が重要とされた。また、成長戦略では、短期的に企業収益が上がればよいという考え方は成り立たず、「社会面、環境面での責任（**人的資本・人権、気候変動、ダイバーシティ**等）を企業が果たすことが、**事業をサステナブルに維持**していくためには不可欠」としている。

JICTにおいては、経営ビジョンの着実な達成に向け、政府内・外の人材投資の動向に関する情報収集を行いつつ、**社内人材のレベルアップの取組と社外への波及効果**を見据えた取組を行っていく。例えば、社内では、投資人材の育成とスキルアップの機会を提供する。社外に向けては、地域への人材供給や民間人材の海外派遣の機会提供などに取り組むこととしている。

## ＜閣議決定における「人への投資」＞

### 経済財政運営と改革の基本方針 2023 (R5.6.16 閣議決定)

#### 第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

(三位一体の労働市場改革)

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、**労働者が自らの意思でリ・スキリング**を行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、・・・内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、**人的資本こそ企業価値向上の鍵**である。・・・

「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、**企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策**について、5年以内を目標に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。

### 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版 (R5.6.16 閣議決定)

#### IV. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

短期的に企業収益が上がりさえすれば良いという考え方は成り立たない。**社会面、環境面での責任(人的資本・人権、気候変動、ダイバーシティ等)**を企業が果たすことが、**事業をサステナブルに維持**していくためには不可欠である。

#### VII. 資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成

中長期的な企業価値向上に向け、**人的資本に関する開示ルールの整備やサステナビリティ情報の開示の充実を推進**する。人的資本の開示に係る国際ルールの形成に向けた議論に積極的に貢献していく。

## ＜官民ファンド制度における「人材の育成」＞

### 官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告 (R4.10.20 官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会)

#### IV 官民ファンドによる投資人材の育成・供給状況

幹事会では、ガイドラインを踏まえ、**官民ファンドにおける投資人材の育成**やそうした**人材の供給を通じた地域活性化**に向けた取組の状況について累次の検証を行ってきた。

前回の検証において、地域活性化に貢献する人材の育成を一層促進していく上では、**地域金融機関等との間で出向者受入**など連携の強化が有用との意見が多く見られたことを踏まえ、令和3年12月に、各官民ファンドの人材受入情報を全国の地域銀行に展開する取組が実施された。一部の官民ファンドではこれまでも地域金融機関からの人材受入を行っていたが、・・・これまで受入実績のなかった官民ファンドが地域金融機関からの人材受入を行ったことが確認できた。

各官民ファンドにおいては、今回の取組も含め、引き続き、**投資人材の育成・供給の取組**を深めていくことが重要である。

### JICT支援基準 (R4.2.14最終改正、総務省告示)

#### 2 対象事業支援全般について機構が従うべき事項

##### (1) 運営全般

④ **民間事業者の人材・ノウハウを活用**すること等を通じて、支援に必要な体制を構築すること。また、**将来民間事業者で活躍できる事業創造の核となる人材の育成**に努めること。

⑧ 投資に係るリスクを継続的に把握・評価し、**専門人材の確保**を含めたりリスク管理のための体制を整備した上で、適切なリスク管理を行うこと。併せて、コンプライアンスリスクの管理も十分に行うこと。

## 4. 数値目標 (KPI)

### ○持続可能な3か年の投資予算・件数

- 投資実行額： **3年間で「400億円」以上**
- 支援決定件数： 3年間で「10件」程度

### ○民間投資誘発額（期待される呼び水効果）

- 累積金額： **2025年度末時点で「6,000億円」以上**（LP投資分を除く。）

### ○エコシステム（民間企業との連携）

- 支援を実施した民間企業等の累計数： **2025年度末時点で「30件」以上**  
（LP投資分を除く。）

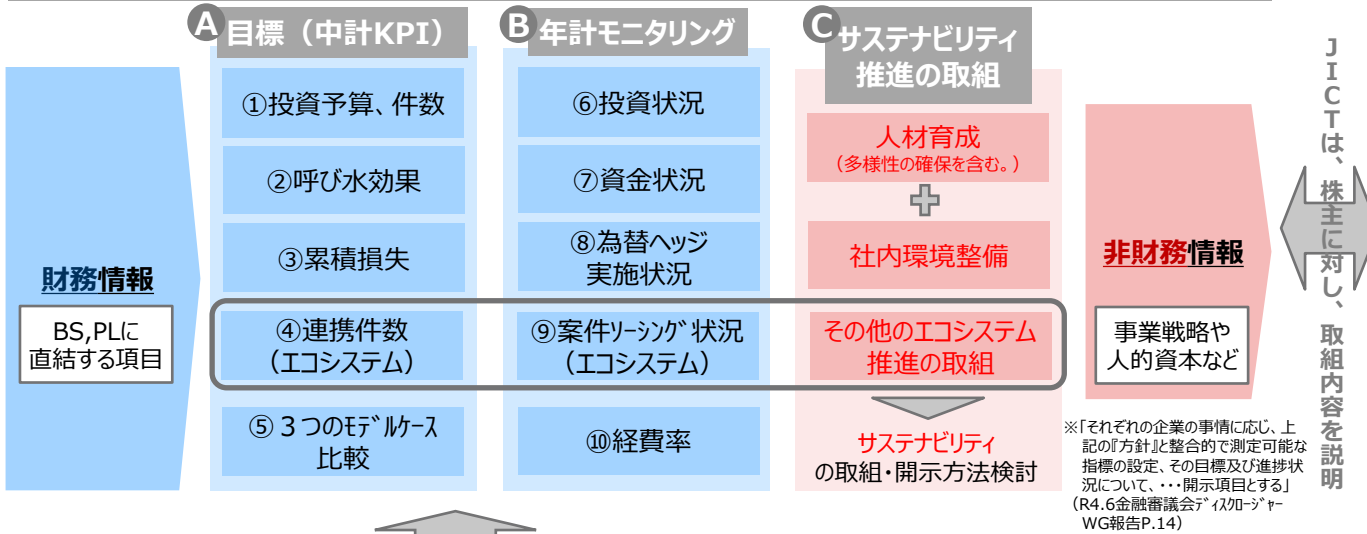
## 附属資料

### サステナビリティに関する取組

# 中計KPI・年計モニタリングから、サステナビリティ推進へ

サステナビリティ推進に向けた国内・外の動向を見据え、人材育成等の非財務情報にも焦点を当てつつ、JICT及び投資先の価値向上を図る。

## 中期計画・2023年度事業計画

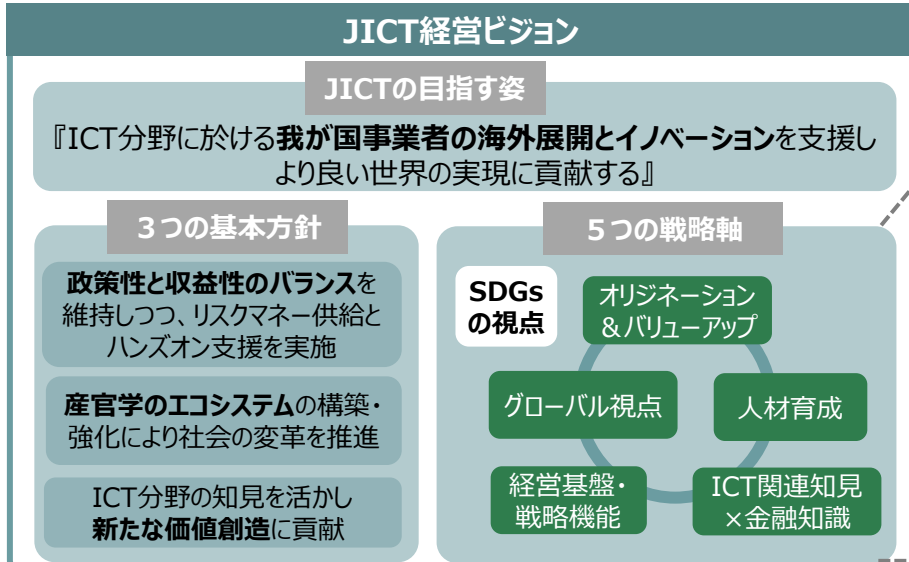


「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」の見直しについて (R5.2、財務省理財局)

2. 株主議決権行使等の方針
- (3) 株主としての継続的な取組
- ① 特殊会社等の財務情報に加え、**事業戦略や人的資本を含むサステナビリティ** (ガバナンス、社会及び環境に関する事項を含む中長期的な持続可能性をいう。) に関する考え方や取組など、**非財務情報**についても定期的に把握する。
  - ② 特殊会社等が政策的役割を果たしつつ企業価値及び株式価値の向上等が促されるよう、これらに向けた取組等について、**サステナビリティの観点**も十分に踏まえ、特殊会社等と対話する。

「官民ファンドの運営に係るガイドライン」 (R4.12 内閣官房)

2. 投資の態勢及び決定過程 2.2 投資方針
- ② 各ファンドの政策目的を踏まえた**ESG投資とSDGs**への取組の推進





## 【参考】政府諸決定における人的投資等

### <政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針（平成28年5月、令和5年2月一部変更）>

#### 2. 株主議決権行使等の方針

##### (3) 株主としての継続的な取組

株主総会における株主議決権の適切な行使に向けて、株主として、年度を通じて、以下の通り継続的に取り組む。

- ① 特殊会社等の財務情報に加え、**事業戦略や人的資本を含むサステナビリティ**（ガバナンス、社会及び環境に関する事項を含む中長期的な持続可能性をいう。）に関する考え方及び取組など、**非財務情報についても定期的に把握**する。
- ② 特殊会社等が政策的役割を果たしつつ企業価値及び株式価値の向上等が促されるよう、これらに向けた取組等について、**サステナビリティの観点も十分に踏まえ、特殊会社等と対話**する。

### <官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成25年9月、令和4年12月一部改正）>

#### 2. 投資の態勢及び決定過程

##### 2. 2 投資方針

- ② 投資に当たって、その定性面と定量面から以下の点は検討されているか。

(中略)

- ・ 利益相反事項の検証と確認（ファンドへの出資者との関連取引のチェック、案件の共同出資者との条件の公平性等）
- ・ 各ファンドの政策目的を踏まえた**ESG（Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス））投資とSDGs（Sustainable Development Goals）**への取組の推進

### <金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（令和4年6月）>

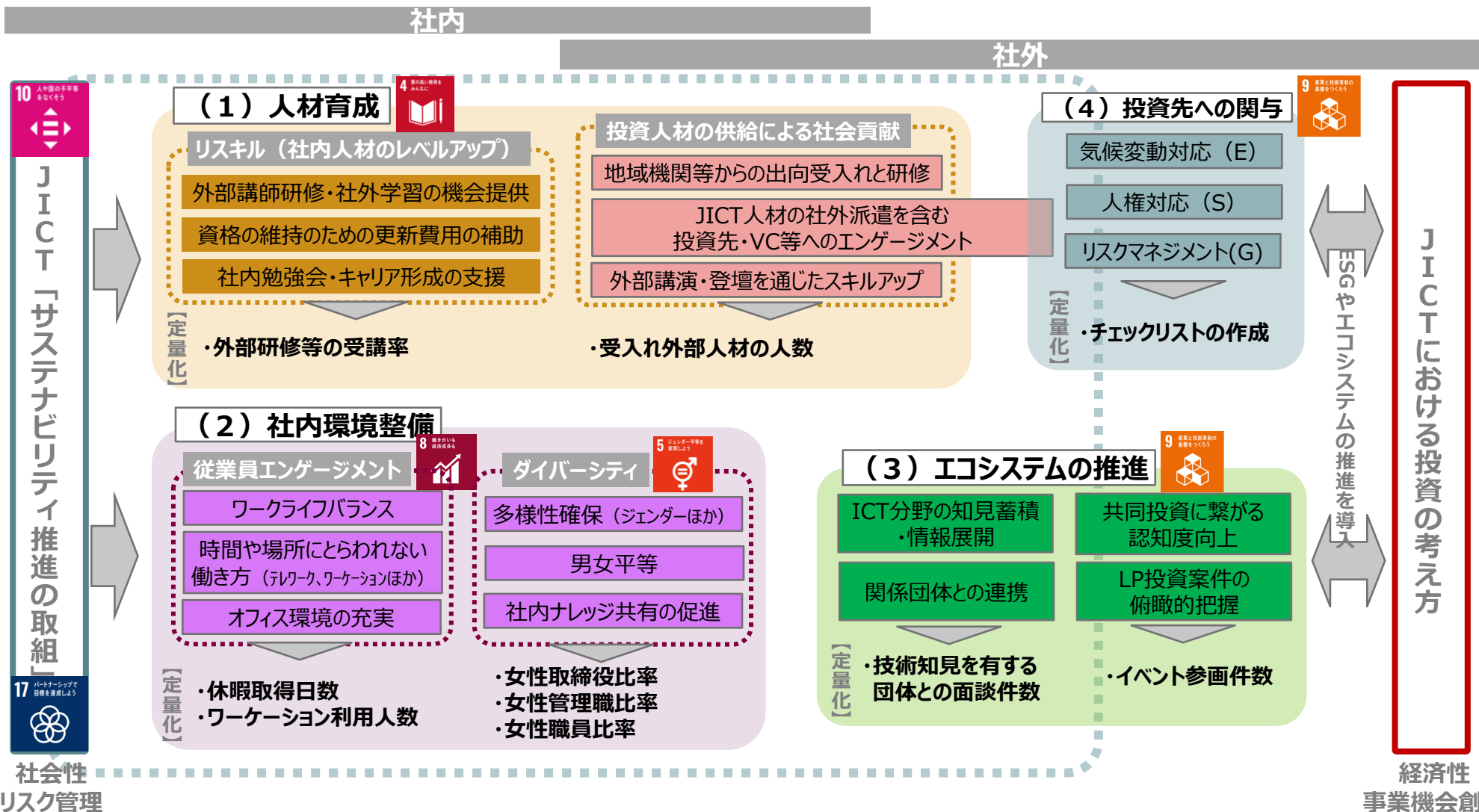
#### 3. 人的資本、多様性に関する開示

##### (2) 我が国におけるサステナビリティ開示の対応

人的資本や多様性については、長期的に企業価値に関連する情報として、近年、機関投資家においても着目されており、企業価値との関係を示す研究結果も存在している。現時点において、人的資本や多様性に関する情報がISSBによる国際的な基準策定の対象となるかは未定であるが、多くの国際的なサステナビリティ開示のフレームワークで開示項目となっている。…こうしたことを踏まえ、我が国においても、投資家の投資判断に必要な情報を提供する観点から、**人的資本や多様性に関する情報について以下の対応をすべき**である。

- (i) 中長期的な企業価値向上における人材戦略の重要性を踏まえた「**人材育成方針**」（多様性の確保を含む）や「**社内環境整備方針**」について、**有価証券報告書のサステナビリティ情報の「記載欄」の「戦略」の枠の開示項目とする**
- (ii) それぞれの企業の事情に応じ、**上記の「方針」と整合的で測定可能な指標（インプット、アウトカム等）の設定**、その目標及び進捗状況について、同「記載欄」の「指標と目標」の枠の開示項目とする。
- (iii) **女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差**について、中長期的な企業価値判断に必要な項目として、有価証券報告書の「**従業員の状況**」の中の開示項目とする。

- **中期経営計画と連動**し、JICTとしてのサステナビリティに係る取組の外延・方向性を明確化しつつ、財務省・総務省と共有・推進。
- 今後1年間の主要な経営上の課題として、**サステナビリティ意識の涵養**を設定し、本事業計画に基づき具体化していく。そのため、多様性や投資の検討時の事前的対応、事後的な**人材派遣を含む投資先・VC等へのエンゲージメント**など、広範な観点が必要。



## 1 ESG投資の拡大

2020年末時点での主要先進国（日本ほか米、加、豪、欧州）におけるESG資産の金額は、**35.3兆ドル**。その金融資産全体に占める割合は**35.9%**。

**日本のESG資産は、金額・割合ともに顕著な増加傾向**にある。

## 2. 公的機関の先進事例としてのGPIFの取組

GPIFでは、「SDGsが達成され、持続可能な経済社会が実現することは、・・・運用資産全体の長期的なリターン向上につながる」とし、「長期的な投資収益の拡大には、投資先及び市場全体の持続的成長が必要」との考え方の下、その**運用プロセス全体を通じ、ESGを考慮**して、例えば、ESG指数に基づく投資のほか次の取組を推進。

- ・エンゲージメント（建設的な対話を通じた投資先の価値向上・持続的成長を促進）
- ・ESG活動報告（毎年度の効果検証に加え、TCFD提言に沿った情報開示を実施）

## 3 ESGの投資手法

※ JICTとして、当面取り上げること検討する投資手法

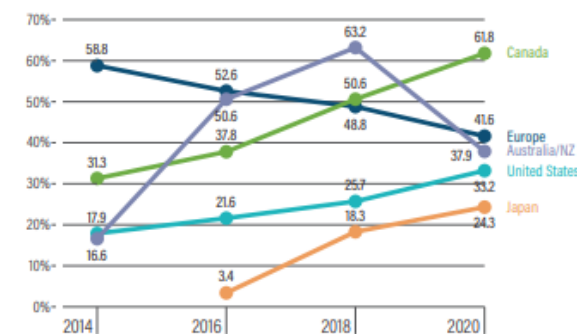
	投資手法	概要
分野別	<b>ネガティブスクリーニング</b> (※)	ESGの観点から問題となる分野・企業・国を投資対象から除外
	<b>ポジティブスクリーニング</b> (※)	ESGの取組が、相対的に高評価の分野・企業・事業に投資
	規範に基づくスクリーニング	国連、OECD等の国際機関のESG規範の充足を投資要件に
個別	インパクト投資	社会課題の解決や社会的弱者の便益享受を目的とした投資
	テーマ投資	グリーンエネルギーや低炭素排出等、ESGテーマに沿った資産に投資
その他	ESGインテグレーション	従来からの金融分析にESG管理者の要素を考慮
	<b>エンゲージメント</b> (※)	投資先企業との対話や議決権を含む株主権の行使を通じ、企業のESGに関する行動の変化を促す。

(Source: 「GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT REVIEW 2020」を基に整理・作成)

【図表1】 ESG資産の推移

REGION	2016	2018	2020
Europe*	12,040	14,075	12,017
United States	8,723	11,995	17,081
Canada	1,086	1,699	2,423
Australasia*	516	734	906
Japan	474	2,180	2,874
<b>Total (USD billions)</b>	<b>22,839</b>	<b>30,683</b>	<b>35,301</b>

【図表2】 ESG資産の金融資産全体に占める割合



(Source: GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT REVIEW 2020)

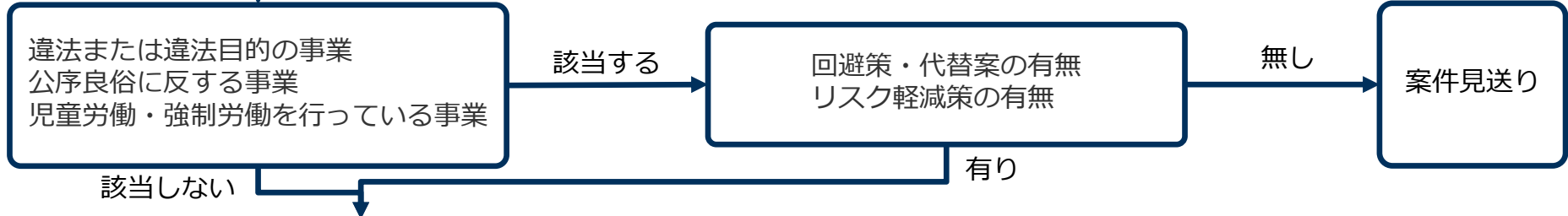
【図表3】 ESG投資とSDGsの関係



(Source: GPIF)

## ネガティブスクリーニング

※ チェック表で項目を明示し確認



## ポジティブスクリーニング

※ 社内の案件検討会議にて確認

### SDGs目標との整合性

SDGs（持続可能な開発目標）：グローバルな社会課題をまとめた「目標」

<p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p> <p><b>目標4</b> [質の高い教育をみんなに] 誰もが公平に良い教育を受けられるように、一生にわたって学習できる機会を広めよう</p>	<p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p> <p><b>目標5</b> [ジェンダー平等を実現しよう] 男女平等を実現し、全ての女性の能力を伸ばし、可能性を広げる</p>
<p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p> <p><b>目標8</b> [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長のある人間らしい雇用(デイク・ワーク)及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいを促進する</p>	<p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p><b>目標9</b> [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
<p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p> <p><b>目標10</b> [人や国の不平等をなくそう] 世の中から不平等を減らす</p>	<p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p><b>目標17</b> [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

※ SDGs目標との関係性明示（ラベル化）

## エンゲージメント

### 投資先

株主総会等への参加  
(可能な場合) 投資可否に対する議決権行使  
モニタリングを通じたエンゲージメント

※ エンゲージメントの状況につき、モニタリング会議にて確認

### JICT株主

定期的な報告

### 従業員

タウンホールミーティング・研修等

## EXIT

※ EXITをする案件についても、譲渡先等の適格性をチェック表で確認